相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小平市花小金井一丁目七六〇番地、最後の住所東京都小平市花小金井一丁目五番九号　被相続人　亡　前田　政徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月四日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋積　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市瀬戸町大字地頭分二一五三番地、最後の住所大阪市都島区中野町二丁目一五番五―二一一号　被相続人　亡　橘高　信明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月四日

大阪府大阪市北区野崎町七番八号梅田パークビル五階

相続財産管理人弁護士　西村英一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市淀川区東三国一丁目三二番、最後の住所大阪市淀川区東三国三丁目一番三―五〇二号　被相続人　亡　影下　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月四日

大阪府大阪市北区野崎町七番八号梅田パークビル五階

相続財産管理人弁護士　西村英一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市高町九七九番地、最後の住所広島県安芸高田市吉田町吉田三六六六番地　被相続人　亡　鉅鹿シズ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月四日

事務所広島市中区本川町二丁目四番一四号

相続財産管理人　小野　猛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市脇町字東赤谷名五五四番地最後の住所徳島県徳島市かちどき橋四丁目一四番地の一　被相続人　亡　祖川　文恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月四日

事務所徳島市南出来島町一丁目四四番地

あおぞら綜合

相続財産管理人　司法書士　元廣　武志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香南市野市町西野八三七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　近森　邦男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月四日

高知県香南市野市町西野二六〇九番地四グローリビル一階

相続財産管理人　南部　順一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市中央区渡辺通五丁目一六番、最後の住所福岡市博多区青木一丁目一九番一―一〇一五号　被相続人　亡　矢野　利幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月四日

福岡市西区愛宕浜一丁目一七番一二号

相続財産管理人　司法書士　池田みどり

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年十月四日

一、墳墓等所在地　愛知県一宮市萩原町萩原字松山五八七

一、墳墓等の名称　萩原上霊園墓地第三番区画一四一番の一

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県一宮市萩原町萩原字寺屋敷六八番地　萩原上霊園管理委員会

代表委員　浅野十三男

公示送達

名古屋市八ツ松土地区画整理組合の換地処分通知書の送付に代わる公告

次の表の下欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119条）第103条第１項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、該当書類の送付にかえて通知の内容を同表下欄のとおり公告します。

書類の送付を受けるべき者		通知の内容
氏名	住所（又は最後の住所）	
原山　篤子	名古屋市緑区大清水三丁目915番地	次のとおり

原山　篤子様　あて

差出人　名古屋市八ツ松土地区画整理組合　組合長　本多　耕作

換地処分通知、本組合の施行地区内にあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第103条第１項の規定により、次のとおり換地処分します。

換地処分内容、名古屋市緑区鳴海町字大清水69番510　山林　135㎡に対する換地処分後の土地は換地不交付の処分となり、これに対する清算金は総額5,662,685円の交付です。

換地処分の効力発生の予定日は平成22年11月６日です。

教示１

この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に限り、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、名古屋市長に対し審査請求をすることができます。

教示２

この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決があったことを知った日）から６箇月を経過するまでは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、名古屋市八ツ松土地区画整理組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日（審査請求をしたときは、裁決の日）から１年を経過したときは、提起することができません。

平成22年10月４日

名古屋市緑区鳴海町字八ツ松11番地の３

名古屋市八ツ松土地区画整理組合

組合長　本多　耕作